

令和2年度弘前市県外人材採用活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地元企業が合同説明会等に参加して採用活動を実施する事業（以下「補助事業」という。）を支援し、UJIターン人材の地元企業への就職を促進することにより、生産年齢人口の増加及び地域経済の活性化を図るため、令和2年度予算の範囲内で弘前市県外人材採用活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合同説明会等 県外で開催される合同説明会等のイベントをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、市内に本社又は主たる事業所を有し、法人格を有するものをいう。
- (3) 市税等 法人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税をいう。
- (4) 参加料等 合同説明会等への参加に要する参加料、備品借上料及び電気代をいう。
- (5) 交通費 合同説明会等への参加に要する鉄道賃、航空賃、バス賃等をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、合同説明会等に参加し、採用活動を実施しようとする中小企業者又は市の誘致企業として認定を受けた企業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当する場合は、補助事業者としないものとする。

- (1) 平成29年度から令和2年度までにおいて、納付すべき市税等を滞納していること。
- (2) 青森県のマッチングサイト（Aomori-Job）に求人を掲載していないこと。
- (3) 本年度内に本補助金の交付を受けていること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、参加料等及び交通費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（交通費については、市職員の例により算出した額と実支出額のいずれか少ない額）の合計額から国県等から交付される補助金等を控除した額に2分の1を乗じて得た額又は100,000円（交通費のみの場合にあつては30,000円）のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和2年度弘前市県外人材採用活動支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 青森県のマッチングサイト（Aomori-Job）に求人を掲載していることを証明する書

類

(3) 弘前市内に本社又は主たる事業所を有する法人であることがわかる書類（中小企業者である場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、合同説明会等開催初日の10日前までとする。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和2年度弘前市県外人材採用活動支援事業費補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和2年度弘前市県外人材採用活動支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第7条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和2年度弘前市県外人材採用活動支援事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）とする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和2年度弘前市県外人材採用活動支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第6号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 収支決算書（様式第7号）

(2) 写真、チラシ等補助事業の実施状況がわかる書類

(3) 補助対象経費に係る領収証、受領証等支払を証明するものの写し

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第6条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和2年度弘前市県外人材採用活動支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）とする。

(補助金の請求等)

第11条 補助金の請求は、前条の規定による確定通知後に、令和2年度弘前市県外人材

採用活動支援事業費補助金請求書（様式第9号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年度の補助金について適用する。